

## 第Ⅲ部

# 我が国企業の ビジネスチャンス 拡大のための 事業環境整備

---

# 第 1 章

## 世界に広げる「経済連携の網」と 多角的自由貿易体制等の構築

### 第 1 節

世界経済との連結性を強化する経済連携  
(EPA/FTA)

### 第 2 節

投資協定

### 第 3 節

租税条約

### 第 4 節

EPA/FTA の利用状況と利用促進のための  
情報提供について

### 第 5 節

世界・地域規模でのルール形成に  
向けた取組

我が国の貿易収支が3年連続で赤字を計上し、経常収支の黒字幅が縮小する中、我が国産業の競争力強化に向けて、国内外のビジネス環境整備がますます重要となっている。政府としては、産業競争力強化のため、民間設備投資やベンチャー投資の活性化等の産業の新陳代謝の促進、中小企業・小規模事業者の事業の持続的発展、イノベーションの推進等の施策を重点的に実施しているところであるが、我が国企業の国際競争力を強化するためには、グローバルなビジネス環境の変化に対応するため、高度成長期時代のビジネスモデルから脱却したビジネスモデルの再構築も必要と考えられる。

具体的には、規模の拡大・多様性の強化と事業スピードを両立する新たな「価値創造のパターン」に対応したビジネスモデルの再構築が必要である。また、我が国産業や地域経済を支える中堅・中小企業においても、限定的な専門分野に経営資源を集中することで世界市場で高いシェアを持ち、高い収益力を確保する「グローバルニッチトップ企業」など、グローバルな環境変化に対応しようとする企業を後押ししていくことが重要である。

こうしたグローバルニッチトップ企業の輸出促進及び海外でビジネスを展開する国民・企業が世界経済の成長の果実を享受するチャンスを拡大するため、国際展開戦略を引き続き推進していくことが重要である。第Ⅲ部では、国際展開戦略の3つの柱である経済連携等の推進、新興国戦略、対内直接投資の促進について紹介していく。

## 第1章

# 世界に広げる「経済連携の網」と多角的自由貿易体制等の構築

### 第1節

## 世界経済との連結性を強化する経済連携(EPA/FTA)

### 1. 経済連携(EPA/FTA)の効果<sup>1</sup>

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に拠点を設置する等

の投資をする又はサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

<sup>1</sup> EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間又は多国間の国際協定をいう。近年のFTAの中には投資環境整備等のEPAの要素を含むものもあり(例:韓米FTA)、EPAとFTAの区別は厳密なものではない。また、EUは旧植民地とのFTAをEPAと称しており、日本とは少し意味合いの異なる用語法となっている。

例えば、輸出の面では、関税削減によって日本からの輸出品の競争力を高められる。例えば、メキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。また、複数国・地域間で結ばれる広域のEPAでは、EPAごとにバラバラに決められている要件・手続を統一し、企業が地域内でのEPAをより使いやすくするメリットがある。例えば、EPAを利用して関税削減の恩恵を受けるために必要な要件・手続（原産地規則と呼ばれる）を地域内で統一することは、企業の事務コストを削減し、EPAの活用対象国を広げやすくする効果がある。このほかにも、広域のEPAのメリットとして、地域内の複数国で生産された製品に対してEPAを使いやすくなること、地域内の物流拠点（ハブ）に貨物を集約し、物流拠点からの分割輸送を可能となること等が挙げられる。

海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益に対する日本への送金の自由を確保、現地労働者の雇用義務等の規制を制限・禁止、民

間企業同士で交わされる技術移転契約への政府の介入規制等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の安定性を高めている。

また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行うためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会<sup>2</sup>」の設置に係る規定を設けている。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコでは模倣品取締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアでは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。なお、最近の「ビジネス環境の整備に関する委員会」での成果についてはコラム13に記載している。

## 2. 経済連携 (EPA/FTA) を巡る全般的な動向

1990年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国及びECがそれぞれNAFTA(1994年発効)及びEU(1993年発足)への取組を加速させる等）、②NIEsやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自

由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA/FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA/FTAを結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)<sup>3</sup>の通報件数は、1990年には27件に満たなかったが、2014年1月時点で583件まで増加している<sup>4</sup>。

## 3. アジア太平洋地域の経済統合と世界のFTA動向

東アジア・アジア太平洋地域では、2002年に日本がシンガポールとのEPAを発効させたことを受けて、FTA

を結ぶ動きが活発化した。2000年代後半にかけてシンガポール、マレーシア、韓国、中国等が東アジア地域内外

2 日メキシコEPAでは「ビジネス環境整備委員会」、日スイスEPAでは「経済連携緊密化小委員会」、日ペルーEPAでは「ビジネス環境の整備に関する小委員会」等、規定されるEPAごとに呼称が異なる。本白書では総称として、「ビジネス環境の整備に関する委員会」と表記する。

3 地域貿易協定(Regional Trade Agreement)：EPA/FTAや関税同盟を含む特定の国・地域の間での貿易の自由化等を約束する協定の総称。

4 WTOウェブサイト ([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)) 参照。

の国・地域との間で多くの FTA を発効させた。

ASEAN においては、2010 年、ASEAN 原加盟国 6 か国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ）の間で関税が原則撤廃されるとともに、物品分野については全ての「ASEAN + 1」の FTA が発効し、東アジア地域の FTA が新しい段階に進んだと言われる。「ASEAN + 1」の FTA とは、ASEAN と周辺 6 か国（日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ）が個別に結んだ FTA であり、ASEAN をハブとして東アジアに FTA 網が張り巡らされた形となった。

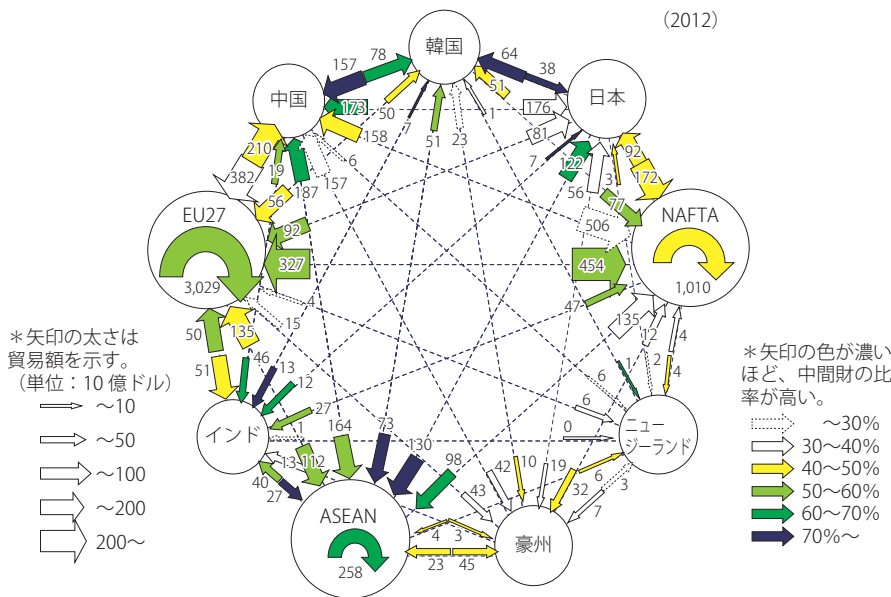
こうした FTA 網の整備も手伝って、東アジア地域、あるいは最終消費地も加えてアジア太平洋地域では、工程間分業、生産拠点の集約化及び最適配置は相応に進展してきている（第Ⅲ-1-1-1 図）が、広域経済連携によって更に統一的なスケジュールで関税を削減し、ビジネス

活動に関する様々なルールを共通化することができれば、企業がこの地域全体にまたがるサプライチェーンの高度化に取り組むことを一層後押しすることとなる。

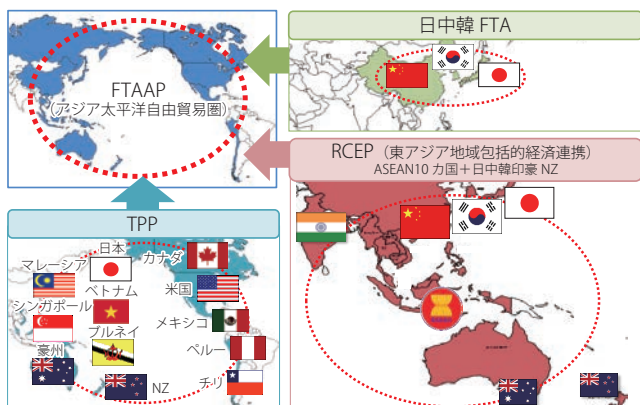
特に、アジア太平洋地域では、APEC 参加国・地域の間で、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現が目指されており、そのための道筋として、TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓 FTA 等の広域経済連携の取組が同時に進行している（第Ⅲ-1-1-2 図）。

2013 年 3 月には日中韓 FTA、2013 年 5 月には RCEP についてそれぞれ交渉が開始され、米国と EU との間でも 2013 年 7 月に TTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）交渉が開始した。2014 年 5 月現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行している（第Ⅲ-1-1-3 図）。これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、

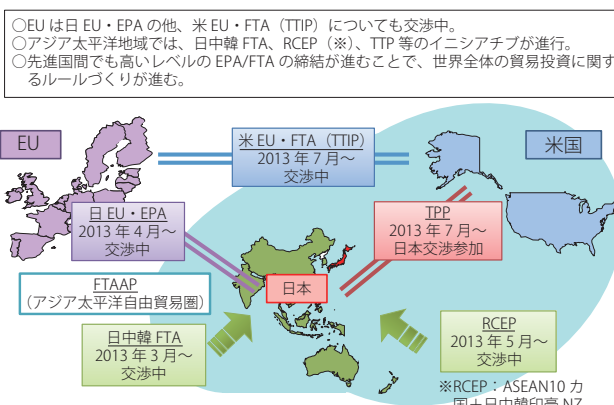
第Ⅲ-1-1-1 図 東アジア地域におけるサプライチェーンの実態



第Ⅲ-1-1-2 図 FTAAP への道筋



第Ⅲ-1-1-3 図 世界の FTA 動向



先進国間でも高いレベルのEPA/FTAの締結が進むこととで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むこ

とが期待されている。

## 4. 日本のEPA取組状況

我が国はこれまで、13の国・地域との間でEPAを発効させてきており、2014年4月に日豪EPAが大筋合意に至った。また、現在その他に4か国・6地域（TPP、RCEP、AJCEPサービス貿易章・投資章、日中韓FTA、日EU・EPA、日モンゴルEPA、日カナダEPA、日コロンビアEPA、日韓EPA（交渉中断中）、日GCC・FTA（GCC側がFTA一般について見直し中））との間で交渉会合が行われている。2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章の交渉は2013年12月にルール部分について実質合意に至った。さらに、2014年1月に日トルコEPAにつき、交渉を開始することで合意がなされた（第Ⅲ-1-1-4図、第Ⅲ-1-1-5図）。

自由貿易の拡大、経済連携の推進は、日本の通商政策の柱であり、特にこれからは、TPP、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等の広域的EPAを推進し、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、日本の成長にとって不可欠といえる。

「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「FTA比率（貿易額に占めるFTA相手国の割合）を現在の19%から、2018年までに70%に高める」ことを決定しており、引き続き交渉を進めているところである。

以下、現在の我が国の経済連携の取組状況について、（1）大市場国・地域との経済連携、（2）その他の経済連携の取組に分けて紹介する。

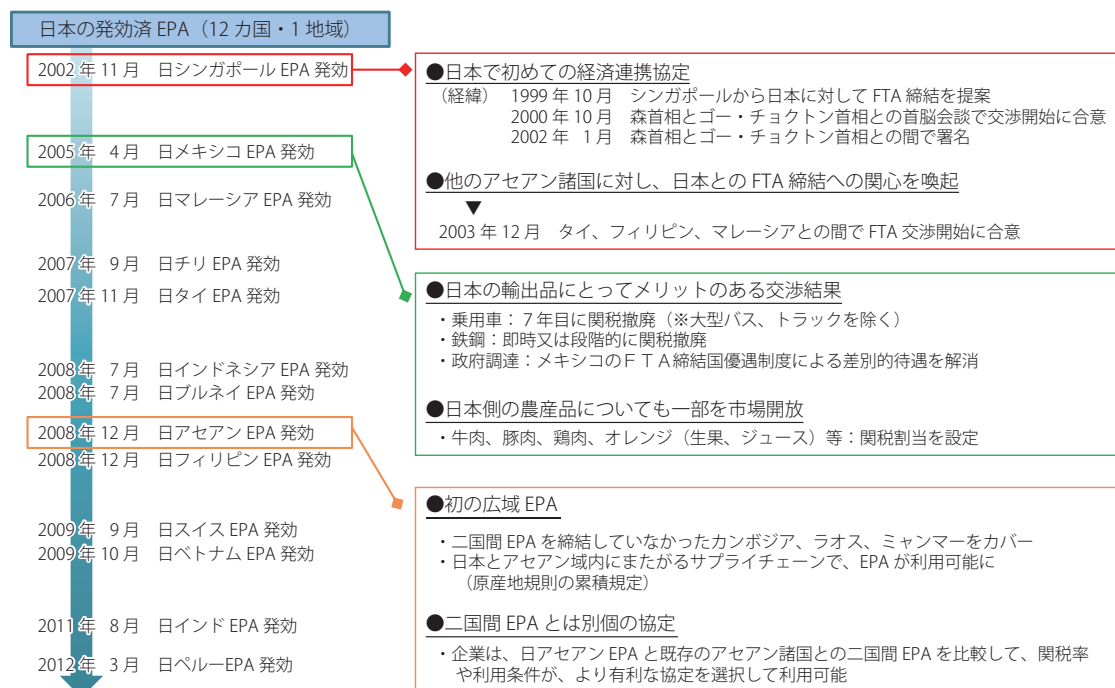
### （1）大市場国・地域との経済連携

【TPP（環太平洋パートナーシップ）】（交渉中）

#### ① TPP交渉の経緯

2005年、シンガポール、NZ、チリ、ブルネイの4か国は環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、通称P4協定）に署名し、2006年に発効した。2010年3月、上記4か国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8か国で環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定交渉が開始した。

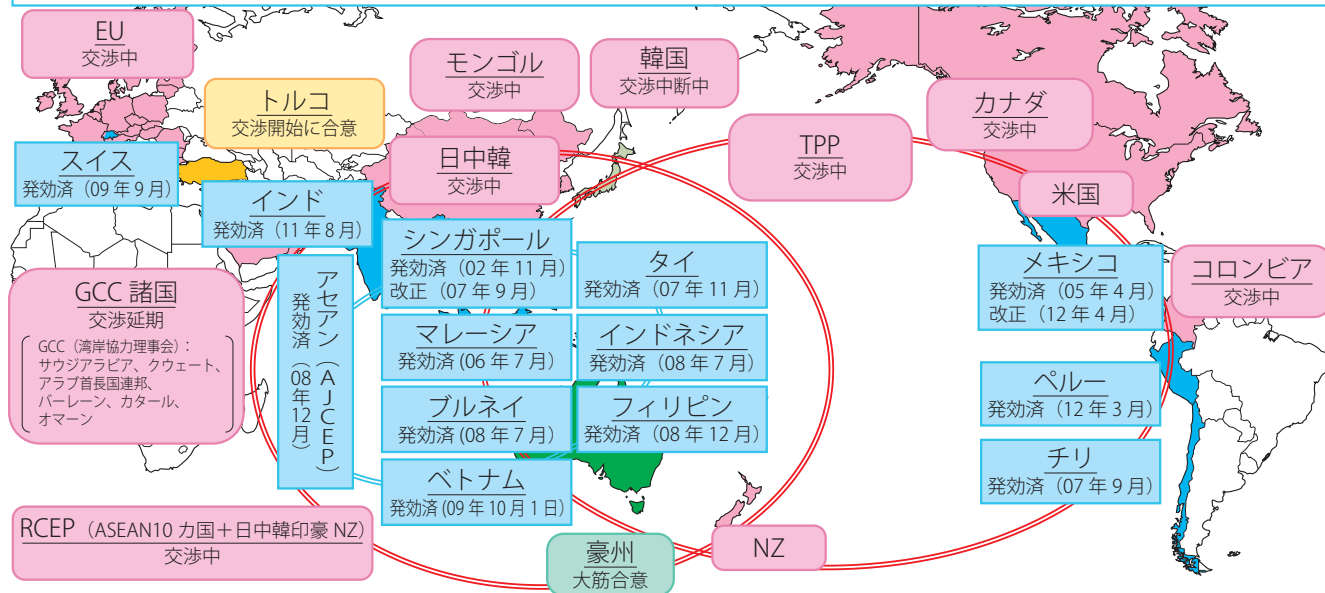
第Ⅲ-1-1-4図 日本のEPA交渉の歴史



資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-5 図 日本のEPA取組状況

- 発効済（12カ国1地域）：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
- 大筋合意（1カ国）：豪州
- 交渉中等（4カ国6地域）：TPP、EU、RCEP、日中韓、AJCEP サービス・投資章（実質合意）、モンゴル、カナダ、コロンビア、韓国（交渉中断中）、GCC（湾岸協力理事会）（交渉延期）
- 交渉開始に合意（1カ国）：トルコ



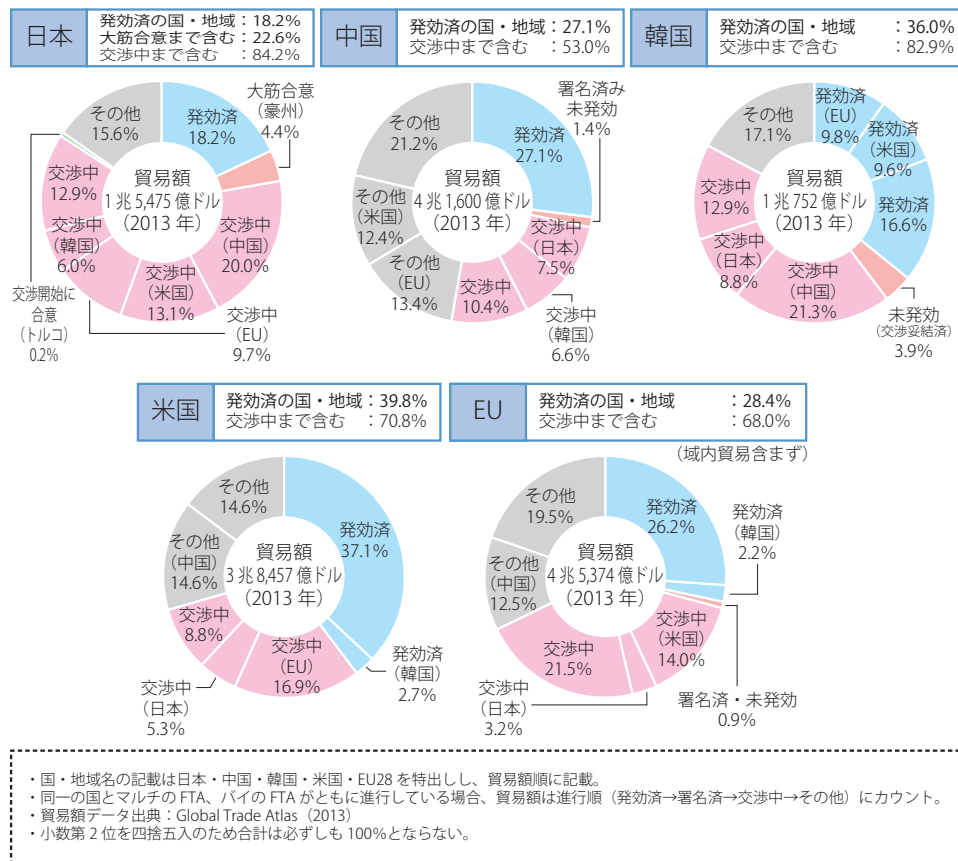
資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-6 図 EPA交渉の状況

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	現在の状況	
アジア & 太平洋地域	TPP (交渉中)	11月 情報収集のための協議	11月 交渉参加に向けた協議を開始		3月 交渉参加表明	7月 日本、交渉参加	14年4月、日米首脳会談。	
	日中韓 (交渉中)	5月 産官学共同研究		11月 交渉開始宣言	3月 交渉開始		14年3月、第4回交渉会合を開催。	
	RCEP (交渉中)	政府間での検討(ASEAN+3及びASEAN+6)	ASEANからRCEPの提案 11月	11月 交渉開始宣言	5月 交渉開始		14年3月～4月、第4回交渉会合を開催。	
	豪州 (大筋合意)	07年4月交渉開始				4月 大筋合意	14年4月、日豪首脳会談、大筋合意。	
	カナダ (交渉中)		3月 共同研究	3月 交渉開始宣言	11月 交渉開始		14年3月第5回交渉会合を開催。	
	モンゴル (交渉中)	6月 共同研究		3月 交渉開始宣言	6月 交渉開始		14年4月第6回交渉会合を開催。	
	韓国 (交渉中断中)	交渉再開に向けた実務者協議					04年11月以降、交渉中断中。交渉再開に向け、実務者レベルの協議を開催。	
	AJCEP サービス・投資章 (実質合意)	10月 交渉開始				12月 実質合意	14年6月、第12回交渉会合を開催。 ※AJCEPは2014年5月時点、インドネシアを除き発効済み。	
欧州	EU (交渉中)	7月 共同検討作業	5月 スコーピング		3月 交渉開始宣言	4月 交渉開始	14年3月～4月、第5回交渉会合を開催。	
中南米	コロンビア (交渉中)		11月 共同研究	9月 交渉開始宣言	12月 交渉開始		14年5月、第5回交渉会合を開催。	
中東	GCC (交渉延期)	GCC側がFTA一般について見直し中						GCC側がFTA一般について見直し中。
	トルコ (交渉開始に合意)			7月 共同研究		1月 交渉開始合意	14年1月交渉開始に合意。	

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-7 図 各国の FTA カバー率比較



資料：経済産業省作成。

その後さらにマレーシア（2010年10月）、メキシコ（2012年10月）、カナダ（2012年10月）が交渉に参加し、日本は2013年7月に交渉に参加した。2014年5月現在、計12か国が交渉に参加している。

2013年3月には、シンガポールで第16回交渉会合、5月にペルーで第17回交渉会合、7月にマレーシアで第18回会合、8月にブルネイで第19回交渉会合が開催された。

同年10月、インドネシア・バリにて APEC 首脳会合が開催された。この際、TPP 交渉参加12か国の首脳会合及び閣僚会合が開催され、首脳声明及び貿易閣僚による首脳への報告書が発表された。首脳声明では、「年内に妥結することを目的に、これから交渉官は残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意した。」との発表がなされた。

その後、11月に米国ソルトレイクシティで行われた首席交渉官会合での議論を経て、12月、2月にシンガポールで TPP 閣僚会合が開催され、2月の閣僚会合において「共同プレス声明 TPP 閣僚会合」（第

Ⅲ-1-1-8 図）が発表された。

② TPP の交渉分野について

TPP はアジア太平洋地域において、21 世紀型の新たな経済統合ルールの土台を作り上げていく野心的な試みである。高いレベルの関税削減・撤廃だけではなく、第Ⅲ-1-1-9 図の 21 の分野<sup>5</sup>のような、サービス、投資、知的財産、金融サービス、電子商取引、環境、競争政策等、幅広い分野で新たなルールを構築することで、成長著しいアジア太平洋地域全体に大きなバリュー・チェーンを作り出すことができると期待される。

③ 我が国の交渉参加について

我が国の TPP 交渉参加については、2013 年 2 月に行われた日米首脳会談において、安倍総理とオバマ大統領との間で、1) 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在すること、2) 最終的な

5 USTR 等のプレスリリースでは、「29 章」と呼ぶことがある。ただし、部会や交渉分野の数え方は、交渉会合によっても異なり、協定の章立てがこのとおりになるとは限らない。



第Ⅲ-1-1-8 図 TPP シンガポール閣僚会合 結果報告

共同プレス声明 TPP 閣僚会合（仮訳）  
 於：シンガポール  
 2014年2月22-25日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて4日間の閣僚会合を終えたところであり、最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた。

我々は、前回の閣僚会合で特定された着地点の大部分について合意した。いくつかの論点が残っているものの、我々は、包括的でバランスの取れた成果を目指す観点から、これらの課題を解決するための道筋を示した。また、広範な二国間会合を通じて、我々は、残りの作業の重要な部分を占める市場アクセスについても進展させており、市場アクセスの全分野に渡る野心的なパッケージの完成に向けた作業を継続する。

今回の会合を受けて、我々は、残された課題について各国国内で協議を行う。

我々は、昨年10月にバリで首脳から指示された通り、2011年にホノルルで設定された目標の達成に向けた協定について、できる限り早期に結論を得るために努力している。我々は、TPP参加各国において、国民の雇用、企業の機会、経済成長、発展を創出するような協定を実現するために必要となる相当な水準の努力を注ぐ。

資料：「共同プレス声明 TPP 閣僚会合（仮訳）」（出典：内閣官房 TPP 政府対策本部）。

第Ⅲ-1-1-9 図 TPP 交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方

（出典：2012年9月に発出された「TPP 貿易閣僚による首脳への報告書」等）

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）やサービス貿易のみではなく、非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達等）のルール作りのほか、新しい分野（環境、労働、「分野横断的事項」等）を含む包括的協定として交渉されている。

(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(2) 原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品（＝締約国で生産された産品）」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4) SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にならないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5) TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6) 貿易救済(セーフガード等) ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）について定める。	(7) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	(8) 知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9) 競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	サービス (10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供（サービス貿易）に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
サービス		(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 投資 内外投資家の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(16) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(11) 一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13) 電気通信 電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20) 協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
(17) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	(21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。		

資料：「TPP 協定交渉の現状（説明資料）」（出典：内閣官房 TPP 政府対策本部）。

結果は交渉の中で決まっていくものであること、3) TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の三点について明示的に確認され、「日米の共同声明」(第Ⅲ-1-1-10図)を発出した。

このような動きも踏まえて、3月15日に安倍総理は記者会見を行い、日本としてTPP交渉に参加する決断を表明し、その旨関係国に通知した。

さらに、4月12日には、米国との交渉参加に向けた協議が成功裡に終了したことが確認された。〔日米協議の合意の概要〕(第Ⅲ-1-1-11図)参照)

#### ④ 日本のTPP交渉参加以降の取組について

日本は、2013年3月に安倍総理からTPP交渉への参加表明を行い、交渉参加国全てとの二国間協議のうち、7月にマレーシアで行われた交渉会合から正式に参加した。日本は12か国中最後に交渉に参加をする形となったが、これまで交渉の進展に大きな役割を果たしてきた。

2014年2月に開催されたシンガポールでの閣僚会合では、ルール分野において多くの進展が見られ、市

場アクセスについても、物品のほか、サービス、投資、政府調達など全般にわたって精力的に交渉が行われた。日米間では甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表が二度にわたり会談を行い、日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続けることとなった。〔TPPシンガポール閣僚会合 結果概要〕(第Ⅲ-1-1-12)、参照)

2014年3月、オランダ・ハーグにおいて、安倍総理とオバマ大統領が会談を行った際、TPP交渉を加速化させることで一致したことを踏まえ、日本と米国は両国間の残された課題について集中的に交渉を行った。

日米両国は4月だけで40時間近く閣僚(甘利大臣・フロマン代表)間で交渉を行い、オバマ大統領が国賓として訪日した際に行われた、4月24日の日米首脳会談前後も閣僚同士で協議を行った。

その結果、TPPに関する二国間の重要な議題について前進する道筋を特定するとともに、今後、日米が協力してTPPを早期妥結へ導くことが重要であるという認識のもと、全てのTPP交渉参加国に対し、協定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限

#### 第Ⅲ-1-1-10図 日米の共同声明(2月22日付)

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

資料：「日米の共同声明・2013年2月22日」。

#### 第Ⅲ-1-1-11図 日米協議の合意の概要(4月12日付)(内閣官房TPP政府対策本部)

1 日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。

2 この目的のため、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。対象分野：保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置<sup>(注)</sup>等

3 また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、

(1) TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。

対象事項：透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等

(2) TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。

4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブリティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。

(注) 日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

資料：「日米協議の合意の概要・2013年4月12日」

第Ⅲ-1-1-12 図 TPP シンガポール閣僚会合 結果概要

平成 26 年 2 月 25 日  
内閣官房 TPP 政府対策本部

- 2 月 22~25 日、シンガポールで TPP 閣僚会合が開催され、我が国からは甘利経済再生担当大臣が出席した。
- 今回の閣僚会合では、各分野に残された課題の解決を目指し、**SPS、投資、金融サービス、法的・制度的事項、国有企業、電子商取引、市場アクセス（物品、繊維、サービス・投資、金融サービス、政府調達、一時的入国）、原産地規則、貿易円滑化、知的財産について全体会合で議論を行った。**
- また、全体会合に加え、マレーシア、ベトナム、オーストラリア、ブルネイ、シンガポール、米国、カナダ、ペルー、ニュージーランド、メキシコとのバイ会談も行き、**二国間の懸案事項について協議を行った。**
- **ルール分野**については、これまで難しい課題が残されていた分野を含め、**多くの分野で大きな進展**があった。また、交渉官に対し、課題の解決へ向けた具体的指示が出された。
- 市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。我が国も、すべての国と二国間交渉を行い、実質的な協議を進めた。
- 農産品のいわゆる「重要 5 品目」については、一連の二国間交渉や全体会合の場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティブがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。
- また、TPP は、モノの関税撤廃だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国といった市場アクセス全般、更にはルール分野も含めた幅広い交渉であり、交渉分野全体で、包括的でバランスのとれた合意を目指すべきだという我が国の考え方を繰り返し強調した。
- **日米間では、甘利大臣とフロマン代表が二度にわたり会談を行い、その間、事務レベルでも折衝を続けた。**双方の立場にはまだ隔たりがあるが、閣僚同士の会談を通じて議論が深まった。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- 今次会合を通じ、各国が抱える政治的困難に配慮しながら、アジア大洋地域に 21 世紀型の新たな経済統合協定を共に作るという共通の機運と信頼関係が醸成された。交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。

出典：内閣官房 TPP 政府対策本部。

り早期に行動するよう呼びかけることとなった（「日米共同声明」（第Ⅲ-1-1-13 図）、参照）

アールセツブ  
【RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership：東アジア地域包括的経済連携)】（交渉中）

RCEP は、世界全体の人口の約半分、GDP の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) の実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内におけるさらなる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA が実現すれば、企業

は最適な生産配分・立地戦略を実現した生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながる事が期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議において、「RCEP 交渉の基本指針及び目的」（以下、「基本指針」）が 16 か国（ASEAN10 か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ）の首脳によって承認され、RCEP の交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、物品貿易・サービス貿易・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決及びその他事項を交渉分野とすること、2015 年末までの妥

第Ⅲ-1-1-13 図 日米共同声明／U.S.-Japan Joint Statement 〈TPP 部分抜粋／原文・仮訳〉

平成 26 年 4 月 25 日

The United States and Japan: Shaping the Future of the Asia-Pacific and Beyond  
アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国

Our joint efforts are grounded in support for an international economic system that is free, open, and transparent, and embraces innovation. In order to further enhance economic growth, expand regional trade and investment, and strengthen the rules-based trading system, the United States and Japan are committed to taking the bold steps necessary to complete a high-standard, ambitious, comprehensive Trans-Pacific Partnership (TPP) agreement. Today **we have identified a path forward on important bilateral TPP issues.** This marks a key milestone in the TPP negotiations and will inject fresh momentum into the broader talks. **We now call upon all TPP partners to move as soon as possible to take the necessary steps to conclude the agreement.** Even with this step forward, there is still much work to be done to conclude TPP.

両国の共同の取組は、自由で、開かれ、透明であり、技術革新を推進する国際的な経済システムを支持することに基づいている。経済成長を更に増進し、域内の貿易及び投資を拡大し、並びにルールに基づいた貿易システムを強化するため、日米両国は、高い水準で、野心的で、包括的な環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定を達成するために必要な大胆な措置をとることにコミットしている。**本日、両国は、TPP に関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定した。**これは、TPP 交渉におけるキー・マイルストーンを画し、より幅広い交渉への新たなモメンタムをもたらすことになる。**両国は全ての TPP 交渉参加国に対し、協定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限り早期に行動するよう呼びかける。**このような前進はあるものの、TPP の妥結にはまだなされるべき作業が残されている。

資料：「日米共同声明：アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国・2014 年 4 月 25 日」。

結を目指すことが盛り込まれている。第1回 RCEP 交渉会合は、2013年5月に開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

直近では、3月31日～4月4日に第4回交渉会合が中国・南寧にて開催された。物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産、経済技術協力に関する各作業部会（WG：ワーキンググループ）等が開催されるとともに、新たに STRACAP (Standards Technical Regulations and Conformity Assessment Procedures：任意規格、強制規格及び適合性評価手続)、SPS (Sanitary and phytosanitary measures：衛生植物検疫措置) のサブWGの立ち上げに合意がなされるなど、着実に議論が進展している。

東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、包括的で高いレベルの協定を目指し、2015年末の交渉完了との目標に向け、

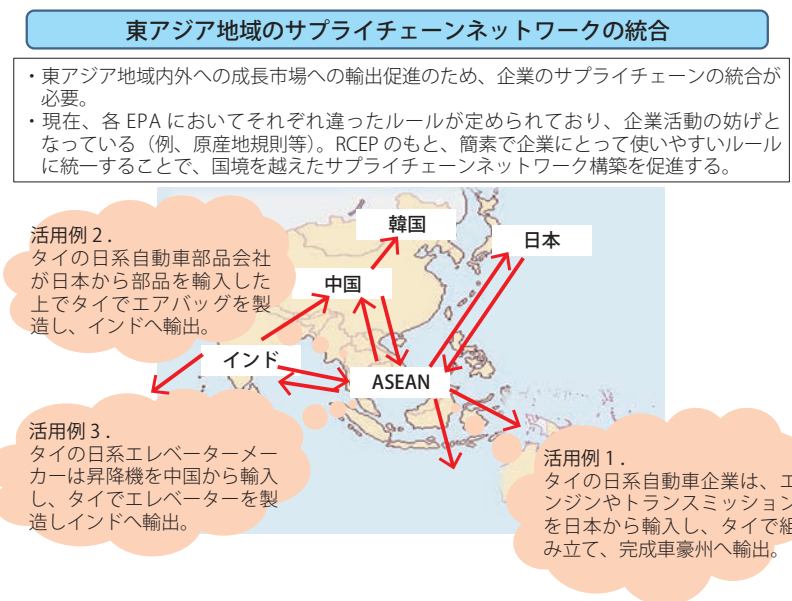
迅速かつ精力的に交渉を進めているところである（RCEP参加の意義（第Ⅲ-1-14図）、参照）。

【日中韓 FTA】（交渉中）

日中韓三か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、三か国のGDP及び貿易額は、世界全体のGDP及び貿易額の約2割を占める。日中韓FTAは、三か国間の貿易・投資を促進するのみならず、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現にも寄与するものである。

民間共同研究（2003年～2009年）、産官学共同研究（2010年～2011年）を経て、2012年5月の第5回日中韓サミットにて三か国首脳が日中韓FTAの年内交渉開始につき一致、同年11月の東アジアサミットの際に開催された日中韓経済貿易大臣会合において交渉開始が宣言された。翌2013年3月以降、計4回の交渉会合を開催し、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産等の広範な分野について議論が行われて

第Ⅲ-1-14図 東アジア地域のサプライチェーンネットワークの統合



資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-15図 RCEPの経緯と予定

○ 2012年11月20日	ASEAN 関連首脳会議において、RCEPの交渉立ち上げ宣言
○ 2013年	
5月9日～13日	第1回交渉会合（於：ブルネイ）
8月19日	第1回閣僚会合（於：ブルネイ）
9月24日～27日	第2回交渉会合（於：豪州）
10月9日～10日	ASEAN 関連首脳会議（於：ブルネイ）
○ 2014年	
1月20日～24日	第3回交渉会合（於：マレーシア）
3月31日～4月4日	第4回交渉会合（於：中国）
6月23～27日	第5回交渉会合（於：シンガポール）
8月	第2回閣僚会合（於：ミャンマー）

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-16 図 日中韓 FTA の経緯と予定・現在 FTA 交渉の協議対象となっている分野（15 分野）

<b>■日中韓 FTA の経緯と予定</b>	
○ 2012 年	
11 月 20 日	日中韓経済貿易大臣会合において翌年早期の交渉開始に合意
○ 2013 年	
3 月 26 日 ~28 日	第 1 回交渉会合（於：ソウル）
7 月 30 日 ~8 月 2 日	第 2 回交渉会合（於：上海）
11 月 26 日 ~29 日	第 3 回交渉会合（於：東京）
○ 2014 年	
3 月 4 日 ~7 日	第 4 回交渉会合（於：ソウル）
夏頃	第 5 回交渉会合（於：中国）の予定
<b>■現在 FTA 交渉の協議対象となっている分野（15 分野）</b>	
✓	作業部会を開催（FTA の交渉対象として正式に協議を実施）： 物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、サービス貿易、投資、競争、知的財産、SPS（Sanitary and phytosanitary measures: 衛生植物検疫）、TBT（Technical barriers to trade: 貿易の技術的障害）、法的事項
✓	専門家会合（FTA における取扱いを予断せず協議を実施）： 電子商取引、政府調達、環境、食料

資料：経済産業省作成。

いる。

2014 年 3 月に韓国・ソウルで開催された第 4 回交渉会合では、物品市場アクセス関税の交渉方式（モダリティ）について活発に議論が行われるとともに、多くの分野において条文案に基づく交渉が開始され、協定に盛り込むべき要素等について議論が深まるなど、着実に議論が進展している。引き続き、包括的かつ高いレベルの協定を目指し精力的に交渉を進めていく。

**【日 EU・EPA】（交渉中）**

日本と EU は、世界人口の 1 割、貿易額の 2 割、GDP の 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りに寄与するものといえる。

EU は元来、GATT/WTO を中心とする多角的な貿易交渉を通じた貿易投資自由化を重視しており、FTA については近隣諸国や旧植民地国を中心として、政治的枠組みの構築を目指す連合協定の一部や、既存の特恵貿易に関する協定を発展的に改組する形で締結していた。しかし、2001 年に立ち上がった WTO・ドーハ・ラウンド（DDA）交渉が長引き、また新興国の台頭に伴い世界の経済環境が変化していることから、欧州委員会は、2006 年 10 月に「新通商戦略：グローバルヨーロッパ（Global Europe: Competing in the World）」を発表し、WTO が引き続き世界の通商制度における重要なプラットフォームであることを念頭に置きつつ、FTA を通じ、欧州企業にとっての市

場アクセスの確保・非関税障壁の改善等の利益を確保する方針を打ち出した。優先的に FTA を締結する対象国は、①市場潜在力（経済規模と成長性）、② EU の輸出利益に対する保護水準（相手国の市場の閉鎖性や関税水準及び非関税措置に加えて、EU の競争相手国との FTA 締結状況等）を総合的に勘案して判断されており、ASEAN、韓国、南米南部共同市場（メルコスール、2000 年から交渉開始）を FTA 締結の優先国・地域として、また、インド、ロシア、GCC（湾岸協力理事会）（1990 年から交渉中）を FTA の交渉対象候補国として特定した。この戦略に基づき、2007 年 4 月の EU 閣僚理事会で、欧州委員会に対し、韓国、ASEAN、インドとの FTA 交渉権限を付与する決定が採択され、同年に交渉が開始された<sup>6</sup>。韓国との FTA については、2009 年 10 月に仮署名し、2011 年 7 月に暫定発効に至った。さらに近年、先進国であるカナダとの CETA（包括的経済貿易協定）に基本合意しており（2013 年 10 月）、米国とも TTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）交渉を 2013 年 7 月に交渉を開始するなど、先進国とも通商関係強化に向けた動きをみせている。

こうした中、日 EU・EPA については、2009 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において日 EU 経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌 2010 年 4 月の日 EU 定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合

6 JETRO 調査レポート（2009）「EU の FTA 戦略及び主要 FTA の交渉動向」ブリュッセル・センター、海外調査部欧州課 <http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000067/0906R3.pdf>

同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の「範囲（scope）」及び「野心（ambition）のレベル」を定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

スコーピング作業は2012年5月に実質的に終了し、同年11月29日のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マンデート）を取得した。マンデート取得に当たり、欧州委員会は加盟国との関係で「交渉開始1年後の見直し」（レビュー）を課され、交渉開始後1年で日本側の取組状況について加盟国に報告・協議し、十分な成果があるか否かを評価することとなった。マンデートの取得を受け、2013年3月に行われた日EU電話首脳会談において、日EUのEPA/FTA及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意し、2013年4月の交渉開始以降、

2014年5月現在までの間、5回の交渉会合が開催された。2014年3月31日～4月4日に東京で行われた第5回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の各分野について議論がなされ、物品貿易の市場アクセスについてはオファーの交換が行われる等、着実な進展が見られている。

また2013年11月に続き、2014年5月にブリュッセルで日EU定期首脳協議が開催され、日EU両首脳は、包括的かつ高いレベルの日EU・EPAの早期締結の重要性を確認した。（日EU定期首脳協議・共同プレス声明（第Ⅲ-1-1-17図）、参照）

また、ブリュッセル訪問前に安倍総理が欧州6か国を訪欧した際、「2015年中の大筋合意を日本政府としては目指したい」旨様々な機会で言及したところ、欧州各国及びEUの首脳との間で交渉の早期締結の重要性について一致した。

日EU・EPA早期締結に対しては産業界からの期

### 第Ⅲ-1-1-17 図 日EU定期首脳協議・共同プレス声明

#### ■第21回日EU定期首脳協議・共同プレス声明（仮訳）（平成25年11月19日）

（パラ3）日EU首脳は、4月に交渉が開始され現在進行中の、包括的な基礎に基づく戦略的パートナーシップ協定（SPA）及び野心的な経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）の交渉の継続的な進展の重要性を強調した。両協定が将来のパートナーシップのための長期的な基盤として極めて重要であるとの共通認識の下、日EU首脳は、両協定の可能な限り早期の締結に向けた決意を改めて表明し、関係大臣/欧州委員に対して、交渉を一層進展させるよう指示した。このため、関係大臣/欧州委員は、物品貿易、サービス貿易、調達における野心的な市場アクセスのオファーを遅滞なく提示し、また、非関税措置及び鉄道の課題に取り組む。

#### ■第22回日EU定期首脳協議・共同プレス声明（仮訳）（平成26年5月7日）

我々は、日EU間の貿易及び経済関係の強化の重要性、ならびに、この点で、取り分け物品、サービス及び投資における市場アクセス、鉄道を含む調達、並びに、非関税措置に関連する問題に効果的に対処することにより、極めて重要な役割を果たし得る、高度に包括的かつ野心的なEPA/FTAの早期の締結の重要性を再確認する。我々は、物品貿易において、市場アクセスのオファーが交換されたことや、他の分野においても着実な進展がなされたことを歓迎する。我々は、調達、並びに、サービス貿易及び投資における野心的な市場アクセスのオファーの早期交換に向けた決意を改めて表明する。

資料：経済産業省作成。

### 第Ⅲ-1-1-18 図 日EU・EPAの経緯と今後の予定

○2009年5月	日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図を表明
○2010年4月	日EU定期首脳協議において、「合同ハイレベル・グループ」を設置
○2011年5月	日EU定期首脳協議において、スコーピング作業開始に合意
○2012年7月	同作業の終了を受け、欧州委員会として交渉権限を理事会（加盟国）に求めることを正式決定
○2012年11月	EU外務理事会が交渉権限を採択
○2013年	
3月25日	日EU首脳電話会談において、交渉開始を決定
4月15日～19日	第1回交渉会合（於：ブリュッセル）
6月24日～7月3日	第2回交渉会合（於：東京）
10月21日～25日	第3回交渉会合（於：ブリュッセル）
11月19日	日EU定期首脳協議（於：東京）
○2014年	
1月27日～31日	第4回交渉会合（ブリュッセル）
3月31日～4月4日	第5回交渉会合（東京）
5月22日～25日	欧州議会選挙
春頃	EU加盟国による交渉状況レビュー
10月	現欧州委員の任期満了

資料：経済産業省作成。

待も強く、2013年11月と2014年5月の日EU定期首脳協議前には、欧州企業を含む多数の団体が交渉を支持する声明を発表した。2014年4月には、日欧産業界が双方の経済成長を促進するための会合である日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）年次会合を開催し、可能な限り早期に日EU・EPAを締結することへの要請と、そのために全力で支援する決意を表明した内容の提言書を採択し、日EU両政府に提出した。

2014年5月現在、EU側は交渉開始1年後の「見直し」を行っており、交渉継続が決定されれば、早期締結に向け速やかに次回交渉会合を実施することとなる。

## (2) その他の経済連携の取組

### 【日豪EPA】（大筋合意）

2007年4月に第1回交渉会合が開催された本EPA交渉は、2012年6月までに16回の交渉会合を実施するとともに、その後も閣僚折衝や実務協議を継続してきた。2014年4月7日、安倍総理とアボット首相は首脳会談を行い、日豪EPA交渉の大筋合意を確認した。今後、両国は可能な限り早期の署名に向けて迅速に作業を進めていく。

豪州は、これまで日本が締結した二国間EPAのパートナーとして最大の貿易相手国。本EPAは、貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野を含む包括的協定であり、アジア太平洋地域のルール作りにも資するものと考えられる。（「日豪経済連携協定の大筋合意について」（第Ⅲ-1-1-19図）参照）

### 【日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定 サービス・投資章】（実質合意）

ASEAN全体とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合

意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を経て、2014年5月時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発効している。AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7.4億人、経済規模8兆3千億ドル（2012年）の自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化促進の観点から、非常に重要な意義がある。

2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。

今後は残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセス交渉を行っていく。

### 【日韓EPA】（交渉中断中）

韓国とのEPA交渉は2003年12月に交渉を開始したものの、2004年11月の第6回交渉会合を最後に事実上中断している。2008年2月の福田総理（当時）と李明博大統領（当時）との日韓首脳会談の合意を受け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。また、2011年10月に野田総理（当時）と李明博大統領（当時）の間で行われた日韓首脳会談において、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施につき合意し、実務協議が行われてきたが、現在まで交渉再開には至っていない。

### 【日GCC・FTA】（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力理事会）諸国とのFTAについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、

第Ⅲ-1-1-19図 日豪経済連携協定の大筋合意について

1. 本日、2007年より交渉を重ねてきた豪州との経済連携協定の交渉が大筋合意に至ったことを高く評価したい。
2. 本協定により、我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、発効時に直ちに8割を超える水準になる。また、輸出の約半分を占める自動車分野（関税率5%）において、格段の市場アクセスの改善が実現する。
3. 具体的には、豪州への完成車輸出額の約75%が即時に関税撤廃され、中でも主力の1,500cc超3,000cc以下のガソリン車は全て即時撤廃されることとなる。また、残る完成車も3年目には関税が撤廃されるほか、自動車部品は即時を含め主に3年目までに撤廃される。
4. 関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給の確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野において高い水準の合意が確認された。
5. 日本と豪州の経済関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。一日も早い署名・発効に向けて、引き続き最大限の努力をしていく。

出典：経済産業大臣談話・2014年4月7日。

GCC 側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約 77% (2013 年) を占め、また我が国からの総輸出額も 2 兆円に達する (2013 年)。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

#### 【日モンゴル EPA】(交渉中)

日モンゴル EPA 交渉は、2010 年 1 月に行われた政府間の実務レベル協議において、官民共同研究を立ち上げることが決定され、日モンゴル両国首脳に EPA の早期の交渉開始を提言する内容の共同研究最終報告書が 2011 年 3 月に完成した。同報告書を受け、2012 年 3 月の日モンゴル首脳会談において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日モンゴル EPA 交渉を開始することで一致した。

第 1 回交渉会合が 2012 年 6 月に行われ、最近では 2014 年 4 月に第 6 回交渉会合が開催された。直近の会合では、総則・最終規定、物品貿易、投資、サービス、知的財産、電子商取引、原産地規則、税関手続、競争、協力、紛争解決、SPS(衛生植物検疫措置)、TBT(貿易の技術的障害)等の分野につき議論が行われ、進展が見られた。

日モンゴル EPA が締結されればモンゴルにとって初めての EPA/FTA となり (2014 年 5 月現在、モンゴルはいずれの国とも EPA/FTA を締結していない)、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資するだけでなく、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた重要なステップとなる。

#### 【日カナダ EPA】(交渉中)

カナダは、シェールガスなど我が国の新たなエネルギー・鉱物資源の調達先として着目されている。資源の安定確保の観点に加え、カナダからのエネルギー供給は、他国・地域の海域を経由しないことから、エネルギー安全保障上有利であり、カナダとの経済関係の深化は大きな意義がある。

日カナダ EPA 交渉については、2011 年 3 月から 2012 年 1 月までに 4 回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012 年 3 月の日加首脳会談において、両国の実質的な経済的利益

に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。第 1 回交渉会合は 2012 年 11 月に行われ、最近では 2014 年 3 月に第 5 回交渉会合が開催された。

直近の会合では、サービス貿易、投資、知的財産、鉱物・エネルギー資源・食料等の分野につき有意義な議論が行われた。

#### 【日コロンビア EPA】(交渉中)

コロンビアは、高い成長率 (今後 5 年間で平均 4% 強) が見込まれる人口 4,800 万人の市場であり、EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。コロンビアは、中南米諸国との FTA に加え、米国、EU、カナダとも既に FTA を発効済みである他、韓国の FTA にも署名済みである。

2011 年 9 月の日コロンビア首脳会談において日コロンビア EPA の共同研究立ち上げが合意されたことを受け共同研究が開始し、2012 年 7 月に報告書がとりまとめられ、あり得べき EPA は両国に多大なる利益をもたらすであろうことが明らかになった。共同研究報告書を受けて 2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開催することで一致した。

第 1 回交渉は 2012 年 12 月に開催され、最近では 2014 年 5 月に第 5 回交渉会合が開催された。第 5 回交渉会合では、物品貿易、協力、政府調達、SPS(衛生植物検疫)、TBT(貿易に関する技術的障害)等の幅広い分野について議論が行われ、進展が見られた。

#### 【日トルコ EPA】(交渉開始に合意)

トルコは高い成長率 (今後 5 年で平均 5% 強) が見込まれる人口 7,500 万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。トルコは、EU・トルコ関税同盟の締結等、EU との間で特に強い通商上の結びつきを形成しているほか、中東アフリカ諸国や、近年ではチリや韓国との間で FTA を発効済みである。

トルコと我が国は 2012 年 7 月に第 1 回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年 11 月に第 1 回、2013 年 2 月に第 2 回の共同研究が開催され同年 7 月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014 年 1 月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致した。今後、スコーピングを経て、正式に交渉を開始する予定である。



## 5. 「EPA のライフサイクル」

以上、現在交渉中、交渉開始に合意したEPA/FTAを紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTAの円滑な利用促進、既存EPAの内容の改善（再交渉）も重要である。

現在、我が国の発効済みEPAにおいては企業による活用も浸透し始め、「活用・運用段階」にあるといえる。

今後、政府のみならずJETRO<sup>7</sup>、日本商工会議所<sup>8</sup>、

業界団体等による積極的なEPAの普及啓蒙・利活用率の向上・着実な執行、「ビジネス環境の整備に関する委員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交えた協議<sup>9</sup>、EPAの利活用実態やニーズを踏まえた協定見直し<sup>10</sup>等、いわば「EPAのライフサイクル」にわたって、EPAの質を高めていくことが非常に重要であると言える。

なお、発効済みEPA/FTAを活用した企業の事例は第4節で特集した。

7 EPA 利活用相談（日本企業の方）<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>、EPA アドバイザー等海外進出企業の支援サービス（在海外企業の方）<https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>  
8 特定原産地証明書の指定発給機関 <http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>  
9 ビジネス環境の整備に関する委員会 [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/about/business.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html)  
10 日シンガポールEPAは2002年発効、2007年改正。日メキシコEPAは2005年発効、2012年改正。